

総会議事録（第11回）

1 開催日時 令和4年2月24日（木）14時00分～

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（17名）

○農業委員（17名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真

16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（0名）新型コロナ感染拡大のため出席要請せず

4 欠席委員

○農業委員（1名）

15番 寺坂 哲郎

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第4号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件
第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件
報告第4号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件
報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 平地 俊夫
課長補佐 西浦 公治
職員 田代 哲也 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第11回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。15番 寺坂委員から欠席の届出がっております。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、3番農業委員、19番農業委員にお願いします。

4 議事

○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、面積710㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

2番竹松、宮小路1丁目の農地ほか計2筆、地目 畑、合計面積1,111㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

なお、2番竹松については、第1号議案1番竹松及び第2号議案10番竹松と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

次に、2ページ第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。お諮りします。1番竹松は、5ページ第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の

件」10番竹松と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番竹松、第2号議案10番竹松は、一括して審議することとします。それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積134㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、農地の排水路が無いので排水路の設置をし、また隣接する宅地造成に伴う流末排水溝及び上下水道の設置をするため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は既存の水路に接続し、汚水・生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、南側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」10番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積2,614㎡、併用地を含めた全体面積2,833.73㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地10区画を建設するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5～1.0mとなっており、土留め工事及び擁壁を設けるとなっています。雨水は既存の水路に接続し、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、北、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

なお、本案件は、報告第1号2番竹松と関連があります。

○議長

それでは、1番、第2号議案10番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

国道から森林組合のちょうど正面ぐらいに綺麗な公園みたいな庭があるところに入っていて、ちょうど突き当りですね。結構広い農地があるのですが、周りが見てのとおり宅地に囲まれて、西側にちょっと農地が残りますけども、この図面を見てのとおり、道がその面に接して作られているという状態です。問題ないと思います。あと4条ですね。畑の地主さんの排水関係と、その宅地造成に伴った下水道への接続等の排水路ですね。問題はないかと思えます。以上です。

○議長

1番竹松、第2号議案10番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番竹松、第2号議案10番竹松は許可相当とします。

続いて、3ページ、第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、久原2丁目の農地、地目 畑、面積1,540㎡、併用地を含めた全体面積1,869.9㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地7区画を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～1.4m、切土0.1～0.3mとなっており、擁壁を設けるとなっています。周辺には、西側に農地があります。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局の方からご説明があったとおりでございます。下のほうに畑があるわけですが、すけども、他のところは全て宅地です。家が建っておりまして、畑というのはこの左の宅地、ここは90歳のおばあさんが1人住んでいて家庭菜園という形で作っておられましたけども、現在施設に入って、何もされてないような状況でございますし、特に問題はないと思っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、玖島2丁目の農地、地目 畑、面積272㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が娘さんの隣に自己住宅を建築するために転用するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2～0.6m、切土0.4～0.8m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に隣接する農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、道路と宅地に囲まれて農地は接していないということですが、被害防除計画では、ミカン園が接していると書いてあったのですが、綺麗に昔みたいにしてなかったと思う。建物は西側に建てるということで、影響はほとんどないと思います。雨水は水路ということで、問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、須田ノ木町の農地、地目 畑、面積769㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が駐車場及びスタッフルームを建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、法面保護をされています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続されています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、3年ほど前になると思うが、今、歯科医院になっているところが転用されています。今回、従業員の駐車場とかスタッフルームに使用するというので転用の申請が出ております。周辺には先ほど言われたように農地はありません。雨水排水も水路があって、何も問題はないと思って見てまいりました。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、植松1丁目の農地、地目 畑、面積236㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が駐車場として利用するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、碎石舗装を行うとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、新幹線のすぐわきのところの農地で、新幹線用地でとられた残地じゃないかなと思います。上の方に宅地とありますけども、それはアパートです。ちょっとここは入り組んだ所で、行き止まりの所の空間に農地が残っているところです。何ら問題ないと思って見て参りましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて5番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、桜馬場2丁目の農地、地目 畑 現況は雑種地、面積231㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、平成6年12月頃から車の駐車及び回転スペースとして、無断転用していたものを追認し、また親の隣に自己住宅を建築するために転用申請をするものです。なお、県からは簡易手続き相当の違反案件の基準に該当し、追認許可相当と判断するとの通知があります。

県の簡易手続きの判断の根拠としましては2つありまして、一つ目は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地であること、二つ目は、農地法第4条第6項各号に掲げる規定のいずれにも該当しないということでありまして。また、追認許可相当と判断に至ったその他の事由として、隣接農地は無く、違反による周辺農地の営農に支障がないことと、当初から申請していれば許可できた案件と判断されているという2つが挙げられています。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、コンクリートブロックを設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほど見てもらったとおり、もう駐車場となっております。事務局から説明があったとおり簡易追認の案件だそうで、周りも宅地ですので、何ら問題ないかとみてまいりました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番西大村は、許可相当

とします。

続いて6番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積210㎡、併用地を含めた全体面積は270㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が駐車場として利用するために転用するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、宅地の間に囲まれた畑だったのですが、もうやぶになっているような所で、そこを駐車場にするということです。自分の家の車庫だったところを壊して、そこを通路にして併用地とし、その申請地のところに駐車場を作るとということです。それで、周りに畑も何もないので、何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて7番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番萱瀬、田下町の農地、地目 畑と田、合計面積460㎡、譲渡人及び譲受人、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は売買と贈与です。本件は、譲受人、受贈者が親の隣に自己住宅を建築するために転用するものです。場所は、都市計画区域外、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、現状のまま利用し、コンクリートブロックを設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。

周辺に隣接農地はありません。資金については、融資本審査手続きのご案内を確認しております。

○議長

それでは、7番について、萱瀬地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局から報告があったとおり、国道に隣接をした申請地でございます。農地がないって言われたのですが、実は国道との間に、家庭菜園程度の農地があります。これに載ってませんが、ただ、方位を見てもみますと、上側が北となっておりますが、南側の方にありますので、その農地に影響はないというふうに見てまいりました。水路の関係を、地目が田んぼということで一部ありますけれども、国道が建設された時点で寸断されたような恰好ですから、旧県道と新国道との間に挟まれた土地となっております。国道ができて以来は畑として利用されております。ですからここは転用されても何ら問題ないと見てまいりました。

○議長

7番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番萱瀬は、許可相当とします。

続いて8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、合計面積908㎡、併用地を含めた全体面積919.6㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地4区画を建設するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5m、擁壁を設けるとなっております。雨水排水は既存水路に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっております。周辺に農地はありません。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明したとおり、道に挟まれた大きい道の残地になった所、長い三角形になっています。この部分が元は水田でございましたけども、長年水稲は作っておられません。宅地にするのは問題ないと思うのですが、上の道の申請地って書いてあるところに斜めにまっすぐ水平の用水路が走っております。樋口井手と俗称で言いますが、近くの農家に確認したら用水路の水につきましては、下流の人がまだ利用しているということでもありますので、この用水路に、そういう汚水等が流れ込まないように対策をしていただければ、問題ないかなと思っていますところ。以上です。

○議長

8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて9番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、原口町の農地、地目 畑、面積250㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地1区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局が説明されたとおりですが、周辺には農地もありません。宅地に囲まれております。家庭菜園を作っておられたようですが、周辺に農地はありませんので影響ないかと思えます。

○議長

9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、9番竹松は、許可相当とします。

続いて11番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積358㎡、併用地を含めた全体面積550.06㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が駐車場16台分を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.2m、コンクリート舗装をすとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

この土地は、竹松小学校の正門の所です。すぐ隣が正門ですけども長年、畑として利用していたのかなと思うぐらい荒れていまして、年に2、3回草刈をされていたようです。周りも全部宅地で、隣が昊天宮会館です。昔、体育館で使っていましたけども、そういう土地です。何ら周りに農地はないので影響はないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長

11番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、11番竹松は、許可相当とします。

お諮りします。次の12番竹松は、6ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」11番竹松と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、12番竹松、第3号議案11番竹松は、一括して審議することと

します。事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積1.5㎡、全体面積347㎡、贈与者及び受贈者は、記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、受贈者が令和3年11月に自己住宅を建築するとして転用の許可を受けていましたが、今回申請地部分の許可申請がもれていたということで、12番竹松で転用申請と、第3号議案1番竹松で計画変更申請書を提出するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。周辺に隣接する農地はありません。雨水排水は既存の水路に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、前回許可時の資金で賄うため、発生しません。

○議長

それでは、12番及び第3号議案1番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは去年の11月に農地転用をしたところですが、上の方に宅地としてあるところは実家です。その間に宅地と申請地が、ちょっとした農地が道に沿ってあるのですけれど、その1.5㎡というところが若干面積的に増えている感じですけども、何ら問題はないと見てきました。

○議長

12番竹松及び第3号議案1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、12番竹松は、許可相当とし、第3号議案1番竹松については承認相当とします。

続いて13番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番福重、寿古町の農地、地目 田、面積1,627㎡、併用地を含めた合計面積1,861.96㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、令和3年12月定例総会にて5条転用申請が審議された際に、水利組合の同意書が必要であるとして、条件付き許可相当となっていました。その時点では同意に至らず、申請取り下げとな

っておりました。今回水利組合との同意に至ったことから、再度転用申請が提出されたものです。申請内容は前回と同様で、6区画の建築条件付き宅地として転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土0.8～1.1m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、西側、水路を挟んで南側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、13番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

この件は再申請となりましたけども、一応、水利組合との承諾書はとれたような状況になっております。承諾書の中に記載してあるのが、「安全な構造にしてください。工事、施行についての意見として、水利組合が安全な構造にしてください。」とありますが、これを、「安全が」というより、「水質が」というのをに入れてもらいたいのです。「水質が安全な構造にしてください。水路の維持管理を容易してください。コンクリート舗装。」としてありますけど、「水質の維持管理の保全をしてください。」と、書き直していただきたい。

各宅地にグリストラップとって、水と油をきれいに浄化する装置をつけていただくそうです。前回までの話の時には、浄化槽をという話だったんですけど、浄化槽は微生物を分解する段階で汚泥というか、入らないと浄化の役に立たないということで、それで各戸にグリストラップとって水と油を分解してきれいにする装置をつけますということでした。

それと排水経路ですね。6軒分の一番最後の水が大雨の時とか排出する時の排水経路を、ポンプ小屋の方に最終的に水が南側に向かって下って行きますけども、そこから約50mほどのポンプ小屋までの水路をコンクリート舗装していただくようお願いをしました。それも承諾済みです。大体50mぐらいあると思います。

一応そこらへんで水利組合との承諾は納得しますということです。あと、防除計画の中で、ちょっと気になったのは、3番の周辺の農地に係る営農に影響を生じさせないための措置のところは、隣接への農地へは市道から乗り入れが可能となっており影響はありませんとなっているのですが、西側に農地があるのです。だから、ここの日照と水の防除の関係があるので、「緩衝地を何mか取っていただきたいというのを防除等の関係もありますので、そういうところがありますっていうのも、承諾をして欲しい。」というのをに入れていただきたいと思います。それともう一つ、これは第一種農地ですけど、建売でなくて建築条件付売買予定地となっていますが、これはある一定期間の内に建てればいってなっているみたいですけど、この一定期間内っていうのは、大体どのくらいの期間でしょうか。

○事務局

一定期間というのは、定められてはないのですが、建設会社の方から予定表として提

出されている分については造成が7月頃に終わり、そのあと販売をしていって、土地が令和6年7月までに売れなければ土地として販売できないということで、自分たちで上物を建てて、令和6年の12月に上物が完成して、そこから建売にするという計画でいただいています。

○委員

分かりました。以上です。

○議長

それでは、いろいろまた条件が付いておりますけども、事務局のほうでよろしくお願ひします。

13番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、13番福重は、許可相当とします。

続いて14番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

14番福重、弥勒寺町の農地、地目 畑、面積224㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建築するために転用するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、現状のまま利用し、ブロックを設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に、隣接する農地はありません。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、14番について、福重地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、水路のところは隣接地になります。ここに果樹園がありますけど、約1メートルぐらい高さがあり、その下が駐車場にする予定でございますので、日照権等も問題ないかというふうに見ております。よろしくご審査をお願いします。

○議長

14番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、14番福重は、許可相当とします。

次に、7ページ第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。1番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」、1番鈴田、陰平町の農地、地目 田、面積2,432㎡、売渡申込者及び買受申込者は、記載のとおりです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振内農用地です。権利の内容は、議案書記載のとおりです。

申出書によると、水稻を栽培する計画となっています。買受申込者は、認定農業者であり、水稻40a、イチゴ20aを耕作、年間250日農業に従事しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、前から権利を受けている農家がイチゴの苗を育てている。半分は、下のほう田で何も変わりません。所有権を移転するだけみたいです。現況何も変わりません。問題はないと思います。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番鈴田は、承認することとします。

続いて、8ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番鈴田、中里町の農地、地目 畑、合計面積1,699㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はかぼちゃの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番鈴田、中里町の農地、地目 畑、合計面積5,018㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は普通野菜、みかんの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番鈴田、岩松町の農地、地目 田、面積1,488㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に4番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,067㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はブロッコリーの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に5番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積1,049㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に9ページ、6番松原、松原1丁目の農地、地目 畑、合計面積1,462㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者はイチゴ苗の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第5号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第5号議案は、承認することとします。

続いて、10ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」

を議題としますが、本議案は、11ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第6号議案1番鈴田、第7号議案1番鈴田、中里町の農地、地目 田、面積2,102㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はトマトの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第6号議案2番萱瀬、第7号議案2番萱瀬の一部、宮代町の農地、地目畑、面積476㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はアボカドの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3行目、第6号議案3番萱瀬、第7号議案2番萱瀬の一部、宮代町の農地、地目畑、面積1,032㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はアボカドの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、12ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番鈴田、岩松町の農地、地目 畑、面積1,469㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< なし >

○議長

続いて、13ページ、報告第3号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」を議題としますが、本件は14ページ、報告第4号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」と関連がありますので、併せて事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第3号「農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件」、1番福重、寿古町の農地、地目 田、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。変更内容は、面積の変更で1,275㎡から1,515㎡になります。

2番福重、寿古町の農地、地目 田、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。変更内容は、面積の変更で1,240㎡から1,605㎡になります。

報告第4号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の変更の件」1番福重は、先に説明した集積計画の面積の変更に伴い、配分計画の面積を変更するものです。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< なし >

続いて、15ページ、報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第5号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

「相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。」「相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。」が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は的確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第5号について、何かご質問等はありませんか。

<なし>

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。